

(書式3-2)

会社の民事再生申立書

## 民事再生手続開始申立書

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 (送達場所)

申立人 〇〇〇〇株式会社

代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇

(電 話) 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(FAX) 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇



## 第1 申立の趣旨

申立人について、民事再生手続を開始するとの決定を求める。

## 第2 会社の事業の状況及び概要等

### 1 会社の目的

- (1) 定款の内容
- (2) 主たる事業の内容

### 2 会社の経歴及び業界における地位

- (1) 会社の経歴
- (2) 業界における地位

### 3 事業の概要

- (1) 会社の役員  
(略)
- (2) 会社の従業員
  - ① 正社員 ○○人
  - ② パートタイマーの数 ○○人
  - ③ アルバイトの数 ○○人

### (3) 営業所及び工場の所在

別紙営業所及び工場の所在一覧表記載のとおり

### 4 事業の詳細

詳細については別紙資金繰り実績表記載のとおり

## 第3 民事再生手続開始の原因たる事実

- 1 申立人は、平成○○年○○月○○日及び同年○○月○○日が支払期日の各手形決済資金約○○○○万円の調達が困難であり、申立人が現在有している不動産等を売却するなどの資産処分をしなければ、上記手形の決済ができないが、そのような処分をすれば、申立人の事業拠点が失われ、事業の継続に著しい支障を来すことになる。

2 上記事実が生ずるに至った事情は次のとおりである。

#### 第4 会社の資本・資産・負債・その他の財産の状況

##### 1 資本の額

(略)

##### 2 会社の資産、負債及びその他の財産の状況

別紙財産目録、貸借対照表（過去3年間）、損益計算書（過去3年間）  
記載のとおり

##### 3 会社の株主

別紙株主名簿記載のとおり

##### 4 会社に対する債権者（平成〇〇年〇〇月〇〇日現在）

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| (1) 租税・公租公課関係債権者   | 別紙債権者一覧表Ⅰ記載のとおり |
| (2) 担保権付債権者        | 別紙債権者一覧表Ⅱ記載のとおり |
| (3) 従業員関係（賃金・退職金等） | 別紙債権者一覧表Ⅲ記載のとおり |
| (4) 上記以外の債権者       | 別紙債権者一覧表Ⅳ記載のとおり |

##### 5 取引先

(略)

#### 第5 会社財産に関してされている他の手続又は処分

- 1 〇〇地方裁判所において、債権者〇〇〇〇申立てによる別紙所有不動産目録〇〇記載の土地に対する仮差押決定がなされている。

#### 第6 労働組合の有無等

##### 1 名称

##### 2 代表者氏名

##### 3 従業員の組合員数

##### 4 その他

第7 会社の設立又は目的である事業について官庁その他の機関の許可  
(略)

第8 再生計画案の作成の方針についての申立人の意見

1 事業の再生の方法

2 主要債権者、従業員及び主要取引先の協力の見込み

3 申立人の意見

平成〇〇年〇〇月〇〇日



*Asahi Chuo*

申立人 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

〇〇地方裁判所 御中



## 解説

### (民事再生手続開始の原因たる事実)

民事再生手続開始の要件は、①債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあること、又は②債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないことである（民事再生法第21条第1項）。

上記①における破産手続開始の原因とは、支払不能又は支払停止であり（破産法第15条）、法人ではこれらに債務超過が加わる（破産法第16条）。これらの生ずるおそれがあれば、上記①を満たし、民事再生手続開始の要件を具備することになる。

### (労働組合の状況)

民事再生手続の円滑な進行には、労働組合の協力が不可欠であり、又、従業員の過半数で組織する労働組合には、民事再生手続上、各種通知を要し（民事再生法第115条第3項、第174条第5項、第211条第2項等）、意見を述べる機会も与えられている（民事再生法第42条第3項等）ことから、記載を要するものである。

### (再生計画案の作成方針についての申立人の意見)

必要的記載事項である。民事再生手続は、再生債権者の同意により債権の減免等を行った上で、債務者の再生を図るものであるから、債務者が再生債権者からいかなる債権の変更を取り付ければ再生可能であるのか、又、再生債権者から必要な同意を取り付けることができるのかについて見通しが立たなければ、裁判所は債務者の再生可能性について判断することができない。このため、申立人の意見を欠く民事再生手続申立は、裁判長からの補正命令の対象となり、これに応じなければ申立自体が不適法とされる。